

アセット・プロテクション・トラストの生成と展開

日本大学大学院法学研究科教授 工藤 聡 一

目 次

I	はじめに	(4)	オフショア・アセット・プロテクション・トラストの評価
II	伝統的浪費者信託	IV	オンショア・アセット・プロテクション・トラスト
	(1) 浪費者信託の意義		(1) オンショア・アセット・プロテクション・トラストの意義
	(2) 浪費者信託の肯定		(2) オンショア・アセット・プロテクション・トラストの限界付け
	(3) 浪費者信託における自益信託の壁		(3) オンショア・アセット・プロテクション・トラストの評価
III	オフショア・アセット・プロテクション・トラスト	V	おわりに
	(1) オフショア・アセット・プロテクション・トラストの意義		
	(2) 詐害的譲渡禁止法の適用		
	(3) 特殊信託条項の適用		

I はじめに

「かかる信託を扶養及び養育費用の負担、並びに離婚時の共有財産の分与を回避することに用いるのは、不埒である⁽¹⁾。」「これらは、米国の信託委託者に、この国に深く根ざした公序を破壊するようそそのかしている⁽²⁾。」

このように非常に強いトーンで米国の裁判所から、あるいは識者から批判されてきた制度が、アセット・プロテクション・トラスト(asset protection trust)である。アセット・プロテクション・トラストとは、委託者がその債権者の追及から自己の資産を逃避させる目的で設定する、自益浪費者信託(self-settled

spendthrift trust)をいう⁽³⁾。米国のほぼすべての州は、受益権の任意・非任意の処分を禁ずる、浪費者信託を認めている⁽⁴⁾。しかし、委託者が信託受益権を有すること、すなわち自益浪費者信託の効力までは認めないのが、従前確立した法準則とされてきた⁽⁵⁾。この点、現在又は過去の英国領島嶼地域、いわゆるオフショアが、アセット・プロテクション・トラスト、つまり資産防御目的での浪費者信託を認める立法をなすことで、米国人の富を吸収してきたわけである⁽⁶⁾。かかる信託は、多くの識者からその正当性を疑問視され⁽⁷⁾、また米国の裁判所もそれらに公然と敵意を示してきたが⁽⁸⁾、逆にこの20年余りの間に、米国の17州が同趣旨の信託を認める立法をなすに

至っており⁽⁹⁾、トレンドに明らかな変化がみられる。

本稿は、アセット・プロテクション・トラストの生成と発展を、米国法の観点から素描するものである。まず、浪費者信託をめぐる米国法の伝統的な議論を確認し、アセット・プランニングの実務がオフショアを向かざるを得なくなった理由を探る。ついで、オフショア・トラスト隆盛の反動的所産として展開した、米国内でのアセット・プロテクション・トラストの立法動向を確認する⁽¹⁰⁾。

II 伝統的浪費者信託

(1) 浪費者信託の意義

信託の受益者は、通常、信託上に有する自己の受益権を第三者に譲渡することができる。さらに受益者の債権者は、確定判決を得て、その債権の満足のために債務者たる受益者が有する受益権に対して執行することができる。ところが多くの州において、委託者は信託を浪費者信託と構成することで、信託におけるこうした任意、非任意の処分を禁ずることができるものとされている⁽¹¹⁾。ここに浪費者信託とは、受益権の処分を禁ずる浪費者条項 (spendthrift provision) が信託証書に挿入された信託をいう⁽¹²⁾。沿革的には、委託者が浪費癖のある受益者による任意処分を阻止し財産を保全する趣旨に出たものであるが、現代においては、委託者が自己の債権者による差押え又は執行を通じた受益権の非任意処分を阻止するという、資産防衛目的で用いられる⁽¹³⁾。アセット・プロテクション・トラストの別名は、この用途に由来する。

アセット・プロテクション・トラストは、浪費者信託そのものの肯定、そして浪費者信託における自益信託の許容という階梯を踏んで生成された⁽¹⁴⁾。また、米国における前者の経験と、後者に関する挫折とが、自益浪費者信託を戦略的に承認したオフショアへの流出を招き、その成果の米国への逆輸入という

経過を辿った。続いては、この論理に即して同信託の法構造を確認する。

(2) 浪費者信託の肯定

19世紀の米国において、受益者の債権者からの追及を阻止するという委託者の意図は、浪費者条項ではなく、もっぱら受益権の失権条項 (forfeiture clause) を通じて実現されていた。失権条項とは、受益者の破産時に信託が終了し、または受益者による受益権の享受が不能となる信託条項をいう⁽¹⁵⁾。浪費者条項は、譲渡禁止 (restraints of alienation) を内容とするより直接的な、債務者たる受益者への追及を阻止すべき設定者の意図の実現手段と評価し得るが⁽¹⁶⁾、米国法が当時範としていた英国の判例では、失権条項は有効、対して浪費者条項は無効と解されていた⁽¹⁷⁾。受益者の債権者からの追及を免れる点で両者は効果こそ共有するものの、受益者が信託上の権益を維持し続けられる分だけ、浪費者信託を設定する委託者の意図は詐害的であると評価されたのである⁽¹⁸⁾。この点失権条項では、信託財産を護る効果と引き換えに受益権は失われる。受益権を維持できる浪費者条項が委託者の本質的要請に答えるものであることは疑いなく、そこで用いられたのが委託者意思の尊重という理由付けである⁽¹⁹⁾。1875年の Nichols 対 Eaton 事件⁽²⁰⁾は、この理をもって浪費者条項の形勢を逆転させた象徴的な判決とされる。

ロード・アイランドに居住する Sarah B. Eaton 夫人は、亡夫から受け継いだ財産を三男一女に承継させるため、遺言信託を設定した。同信託は、受益者への生涯利益 (life interest) の配当を目的とし、受益者の債権者からの追及を阻止するために浪費者条項を挿入しており、かつ同条項の発動後も受益者の収益は継続するよう約していた。夫人の死後、1868年に至り息子の一人 Amasa が事業の失敗により破産すると、債権回収を妨げられた債権者 Charles A. Nicholes は、信託に

そのような資産防御機能を与えることは債権者に対する詐欺的行為を容認するに等しいなどと主張して訴えを提起した。そして州籍相違 (diversity of citizenship) 事案として、連邦最高裁判所で審理されることとなったのが本件である。

本件で裁判所は、信託委託者による財産処分が、特定の受益者を利するという目的に基づく自己の財産権の行使であるという行為の本質を強調した。したがって委託者は、信託財産に由来する利益を享受する相手方を指定できるだけでなく、信託財産が可及的に毀損されないよう工夫することができ、裁判所はそれら財産権の自由を否定できないというのであった。加えて、債務者の財産はまずもってその債務の弁済に充当されるべきとする公序の要請上も、信託委託者の固有財産をもって信託受益者の固有債務の引き当てとすることができないように、議論の平面を異にするとした。受益者の保護必要性は直接的な根拠とはされなかったが、こうして浪費者信託の利用に道筋がつけられた。同判決について特筆すべき点は、あくまで「傍論 (*dicta*)」において示された信託の新たな可能性が、先例拘束力を有する判決理由 (*ratio decidendi*) かのごとく以後理解されていったことである。浪費者信託に基づく資産保護はいわば偶発的に実現したといえる⁽²¹⁾。

(3) 浪費者信託における自益信託の壁

浪費者条項は、ただし信託財産の元本又は収益が受益者に一度給付された場合にまで、受益者の債権者の権利行使を妨げるものではない。更に同条項は、委託者に対して債権者の請求からの完全な資産防御を与えているわけでもない。扶養ないし養育費用の債権者、生活必需品及び役務の提供者、並びに課税当局のような政府機関は、公序の観点から、かかる条項を無視して浪費者信託における債務者の権利に到達できるものとされているからである⁽²²⁾。

そして、委託者の債権者は、委託者が受益権の一部又は全部を有し、委託者が信託に対する支配権を有し、または委託者が受託者に対する指図権を一般的に有する、自益浪費者信託における受益権にも到達できる⁽²³⁾。委託者は自益浪費者信託の創設自体を妨げられはしないが、委託者が引き続き財産権の実を享受しながら債務の履行を免れることは不当であるとして、公序を理由に、裁判所はほぼ例外なくこの場合の浪費者条項の効力を否定してきた⁽²⁴⁾。自益信託の壁である。この準則は、統一信託法典 (Uniform Trust Code) 並びに第二次及び第三次信託法リステイメント (Restatement of Trust) によって確認されている⁽²⁵⁾。

1989年、Cook Islands が世界で初めて自益浪費者信託を立法的に措置すると⁽²⁶⁾、自国の浪費者信託が受益者の債権者に対する十分な資産防御機能を有していないとの委託者の不満を背景として、米国の莫大な富が代替手段を求めてオフショア地域に流出していった⁽²⁷⁾。後述のとおり、そこでは浪費者信託法理が未発達であったため制定法上容易に自益浪費者信託を容認することができ、加えて債権者保護法制も旧式で、債務者たる委託者の意図を実現する素地があった。これがオフショア・アセット・プロテクション・トラストの主たる発生要因である。

Ⅲ オフショア・アセット・プロテクション・トラスト

(1) オフショア・アセット・プロテクション・トラストの意義

オフショア・アセット・プロテクション・トラストは、オフショア地域で設定される浪費者信託であるが、米国における一般的規律と異なり、そこでは委託者が自ら一部又は全部受益者となり、同時に受託者又はプロテクターに就任する、自益信託 (self-settled trust) ないし自己信託 (self-created trust)

方式による浪費者信託が許容されている⁽²⁸⁾。

こうした信託を認める代表的な法域は、Anguilla、Bahamas、Barbados、Belize、Bermuda、British Virgin Islands、Cayman Islands、Cook Islands、Cyprus、Gibraltar、Isle of Man、Jersey、Mauritius、Niue、Saint Kitts and Nevis、Turks 及び Caicos Islands である⁽²⁹⁾。これらの特徴は、現在又は過去に英国占領下にあり、英語が通用しコモン・ローが認識される地域であることである⁽³⁰⁾。

① オフショア・アセット・プロテクション・トラストの一般的性格

オフショア・アセット・プロテクション・トラストは大要、性格が共通している。すなわち、ア) 委託者は、信託における偶発的復帰権 (contingent reversionary interest) 以外の何らかの権利を留保する⁽³¹⁾。イ) 委託者は、単独受託者としては行為せず、その代わりに海外の信託会社又は金融機関を受託者に指名する⁽³²⁾。その上で委託者は、共同受託者 (co-trustee) 又はプロテクター (protector) に就任し、信託を実効支配する。ウ) 受託者は、信託元本及び収益の受益者への分配についての裁量権を与えられる⁽³³⁾。エ) 信託は撤回不能 (irrevocable) とされる⁽³⁴⁾。オ) 信託は、確定期限の到来によって終了しその権利が委託者に復帰する⁽³⁵⁾。カ) 次のような、資産防御措置を定めた信託条項を含む⁽³⁶⁾。第一に、受託者に助言を与え、委託者の資産防御の意図の現実化を確保することを任務とする機関である、プロテクターを設置する条項である⁽³⁷⁾。プロテクターはときに、受託者を解任し、受益者を変更し、あるいは信託地を変更する権限さえ与えられる⁽³⁸⁾。第二に、外国裁判所による、委託者、国内受託者又は海外受託者に対する命令について、受託者が服従することを禁ずる反強要 (anti-duress) 条項である⁽³⁹⁾。外国裁判所による海外受託者への信託財産給付命令といった、同条項の発動事由は信託証書に明記され

る⁽⁴⁰⁾。反強要条項はまた、委託者が信託について有するいずれかの権限について自働終了させ、あるいは受託者の権限を他者に付け替える旨規定することがある⁽⁴¹⁾。第三に、信託財産に対する脅威を回避するために必要な措置を講ずる権限を受託者に付与する脱出 (fright) 条項である。同条項は、共同受託者を更迭し、又は信託の元本を他の法域へ移転する権限を与えることがある⁽⁴²⁾。これらは委託者の債権者から信託財産を実質的に隔離することを目的とした、通常的信託にはみられない特殊条項である。

② オフショア・アセット・プロテクション・トラストの周辺法環境

米国の裁判所は通常、海外に所在する受託者には人的管轄権を及ぼすことができない⁽⁴³⁾。加えて、ほとんどのオフショア法域は、外国裁判所の判決を執行しない⁽⁴⁴⁾。よって債権者は、信託が所在する当該法域において、当該地法に従って訴訟を提起する必要がある⁽⁴⁵⁾。なおかつ、オフショアでは、訴訟費用の全額成功報酬制 (contingency fees) は認められず、同地での弁護士は報酬の前払いを要求する⁽⁴⁶⁾。敗訴の場合、原告がすべての訴訟費用を負担するのは当然である⁽⁴⁷⁾。オフショア・トラストは、信託地における実体法及び手続法に服するが、それらが高度に債務者有利に構成されていることは指摘されてよい⁽⁴⁸⁾。

とくに、オフショアでは、詐害的譲渡禁止法のような債権者保護法制がそもそもないか、あるとしても保護要件が厳格であり、債権者は、債務者が現実に、執行妨害、履行遅滞又は詐害をなしたことを証明しなければならない⁽⁴⁹⁾。加えてこれらの法域は、米国の裁判において通常求められる証明度を超える水準の証明度を課す⁽⁵⁰⁾。さらに、そこでの出訴期限法は、譲渡日を起算日とするとともに、1年又は2年をもって出訴期限とする⁽⁵¹⁾。この結果として、債権者が債務者の資産の所在地を検索し特定するまでの間にも

出訴期間は進行し続け、信託地における提訴の実効性は減殺される⁽⁵²⁾。

(2) 詐害的譲渡禁止法の適用

オフショア・トラストを評価するにあたっては、債権者保護法制との関係はもとより、先述特殊信託条項の効力如何など、多面的な検討を要するが、一般的にいて米国の裁判所は、国内の債権者からの請求に対して資産防御を行おうとする委託者の意図を覆すために、最善を尽くしている観がある⁽⁵³⁾。

詐害的譲渡禁止法 (fraudulent transfer laws)⁽⁵⁴⁾ は、米国のすべての州にみられる債権者保護法制であり、資産譲渡を通じた執行妨害、履行遅滞及び詐害を禁じている⁽⁵⁵⁾。米国からオフショア地域への信託財産の移転行為も、この米国の適用を受ける。裁判所が当該譲渡を詐害であると判断すると、譲渡の事実にもかかわらず譲渡人の債権者は譲渡対象資産に執行し債権の満足を得ることができる⁽⁵⁶⁾。

① 詐害的譲渡禁止法の現状

幾つかの州は、今なお1571年エリザベス法 (Statute of 13 Elizabeth) に服している。それは、債務者が現実に「履行遅滞、妨害又は詐害の意図を有しつつ」財産の譲渡を行うことを禁ずるというものである⁽⁵⁷⁾。これを一般に、委託者の「現実の詐害意図 (actual intent to defraud)」と呼ぶ。債権者保護の観点から、コモン・ローはこれを一つ又は二つ以上の兆表 (badge of fraud) の存在によって証明するという便法を認める⁽⁵⁸⁾。ここに兆表とは、問題となっている取引に疑義を投げかけるに相当する不誠実な財産処分行為をいい、約因の欠落又は不相当、家族内又は近親者間の譲渡、譲渡資産の債務者による占有の他、利益享受権の留保態様、譲渡前後の債務者の財産状態、取引の反復性の有無、取引の推移の異常さ、の各要素が考慮される⁽⁵⁹⁾。

1918年統一詐害的譲渡禁止法 (Uniform Fraudulent Conveyance Act) は、統一州法

委員全国会議 (National Conference of Commissioners on Uniform State Laws) によって、エリザベス法の適用に関する諸州の判例解釈の食い違いを是正すると共に、資産譲渡時点での債権者のみならず派生的な将来的債権者までを保護することを目的として作られた統一法である⁽⁶⁰⁾。また同法は、譲渡人の主観を問うことなく、債権者を害する取引が行われた事実のみをもってこれを詐害的譲渡とみなす、「擬制詐害 (constructive fraud)」という概念を採用している⁽⁶¹⁾。本概念の下、約因なくして行われた譲渡が債務者の債務不履行を招来した場合、あるいは債務者に小額の金銭のみが残存するに過ぎない場合、当該譲渡は取り消され得ることになる⁽⁶²⁾。

以上に対して、殆どの州は、統一州法委員全国会議がその後採択した1984年統一詐害的譲渡禁止法 (Uniform Fraudulent Transfer Act) を採用している⁽⁶³⁾。成立後半世紀以上が経過した前法を、基本構造は維持しつつ、幾つかの点で修正したものである。同法により、現在及び将来の債権者は、取引の結果債務者が資力不足となることを認識するといった、債務者によるいずれかの債権者に対する現実の詐害意図を伴う財産移転の効力を否定することができる⁽⁶⁴⁾。同法は、詐害意図の兆表につきエリザベス法由来の要素を具体化し、次を要件として挙げている⁽⁶⁵⁾。すなわち、譲受人と債務者との関係、譲渡資産の債務者による占有ないし支配権の留保、財産譲渡事実の秘匿又は開示の如何、財産譲渡前における訴訟の有無、譲渡財産の債務者財産に占める割合の大きさ、債務者の逃亡の有無、執行回避譲渡前後の債務者の財産状態、債務者による財産の隠匿、譲渡取引の時期、約因の欠落又は不相当、あるいは偏頗行為の有無を検討して、詐害意図が推定される。

なお、現在の債権者は (この場合将来の債権者は含まれない)、債務者の主観を問わず、合理的な対価を伴わずになされた取引であること、又は譲渡が債務の存在につき悪意の譲

受人との間でなされたことを証明すれば、擬制詐害の成立によって当該取引の効力を否定できるものとされる⁽⁶⁶⁾。

② Breitenstine 事件

米国の裁判所は、上述現実の詐害意図、同兆表又は擬制詐害の概念を用いて、オフショア・トラストに対する財産権の移転を詐害的譲渡と結論付けてきた。たとえばワイオミング州の最上級裁判所は、Breitenstine 対 Breitenstine 事件⁽⁶⁷⁾において、離婚手続中になされたオフショア・トラストへの資産譲渡の効力を否定するために、詐害意図の兆表という分析手法を用いた。

本件は、夫 Jerald Breitenstine が、妻 Nancy との離婚時に裁判所の下した財産分与命令を不服として提起したものである。婚姻関係上の問題が発生した1995年に、夫 Breitenstine は、Bahamas に設定した Breitenstine Family Trust に多額の夫婦共有財産及び固有財産を移転した。Breitenstine の両親の遺産がその妻にも分与されることが確定した後、裁判所は、当該信託への財産移転が詐害的譲渡に当たるか否かについて検討した。

ワイオミング州の詐害的譲渡禁止法は、1918年統一詐害的譲渡禁止法に準拠するものであったが⁽⁶⁸⁾、裁判所は、財産移転時点での Breitenstine の意図を総合的に観察し、オフショア・トラストの設定及び一連の取引は委託者の詐害意図の兆表を有すると結論付けた。とりわけ裁判所は、2005年の信託終了予定時に信託財産が受益者でもある Breitenstine 自身に復帰する旨約した信託条項を重視した。加えて Breitenstine が、その長年の友人をプロテクターに指名することを通じて、当該信託に対する事実上完全な支配権を留保していたことを指摘し、財産の移転の時期が疑わしいことも根拠として挙げた。Breitenstine は、夫婦が別居し近い将来離婚することが濃厚となった時点で、殆どの財産をオフショア・トラストに移転してい

たのである。こうしたことから、裁判所は、Breitenstine の当該信託取引を詐害的譲渡と認定した。

③ Nastro 事件

2003年に、擬制詐害の援用によりオフショア・トラストへの財産移転を無効とする裁判例、Nastro 対 D'Onofrio 事件判決⁽⁶⁹⁾が現れた。本件で被告 Arthur M. D'Onofrio は、U.S. Propeller Service of California として知られる会社を所有していたが、2001年に原告 Vincent Nastro は、カリフォルニア州地方裁判所から、訴外会社の資金不足を理由として被告に対する差押命令を得た。この直後に D'Onofrio は、複数のコネティカット州会社の株式65万ドル相当を Channel Island of Jersey の信託会社に対して、その妻及び子のために信託譲渡した。2002年に至り Nastro は、債権回収の目的で D'Onofrio を連邦地方裁判所に訴えた。Nastro は、当該財産移転が約因を伴わず、従って先に下された同人への差押命令が奏功しなかった旨主張した。D'Onofrio は訴えの却下を求めたが、裁判所は1984年統一詐害的譲渡禁止法下の擬制詐害の存在を認定し、譲渡が無償で行われた結果として D'Onofrio は履行不能となったこと、かかる移転が令状の発給後わずか2週間のうちになされたことを指摘し、D'Onofrio に訴訟係属中原状を維持するよう予備的差止めを命じた。

かくして、詐害的譲渡禁止法は、債務者たるオフショア・トラストの委託者がなした信託譲渡について、債権者の有効な救済手段となり得ることが確認されている。Breitenstine 事件及び Nastro 事件が示しているとおり、当該米国法域の法律に従い詐害的意図の兆表又は擬制詐害が証明される限り、海外へ移転された財産を償還させるよう委託者に強制することができるのである⁽⁷⁰⁾。

(3) 特殊信託条項の適用

上述の詐害的譲渡禁止法という国内法上の

手掛かりの存在にもかかわらず、オフショア・トラストの委託者は、債権者が米国内で得た判決により海外の受託者が拘束されることを防ぐための各種の特殊信託条項をもって、追及から逃れようとしている。①プロテクター設置条項、②反強要条項、③脱出条項、がそれである。米国の裁判所は一般的にそうした条項の有効性を認めていないが、ときに委託者の意図が達せられることがある。

① プロテクター設置条項

プロテクターは、受託者に助言を与え、受託者による委託者の意図の現実化を確保することを任務として、委託者によって選任される機関である⁽⁷¹⁾。その意味では、委託者とプロテクターとの個人的な結びつきが深いほど実効性が高くなる。しかし委託者の意図に反して、委託者自身又はその家族をプロテクターに選任したことを理由として、裁判所は、委託者が信託を不当に支配するものと認定してきた。たとえば、Federal Trade Commission 対 Affordable Media, LLC 事件⁽⁷²⁾において連邦控訴裁判所は、オフショア・トラストの委託者が自らをプロテクターに任じたことを捉えて、委託者は信託に対する支配権を留保するがために浪費者条項は効力を有しないと結論付けた。同事件は以下のようなものであった。

1995年、Michael と Denyse の Anderson の夫妻は、Cook Islands に撤回不能浪費者信託を設定した。これは、同島において信託事務の免許を有する AsiaCiti Trust Limited と共に、夫妻自らを共同受託者とするアセット・プロテクション・トラストであった。そして、夫 Anderson は当該信託にプロテクターを設置し自らその地位に就いた。プロテクターとして彼は、新受託者を選任する権限及び反強要条項発動時における最終意思決定権限を留保した。1997年、Anderson は米国内に、ある種のメディア・ユニットを販売するテレマーケティング会社 Financial Growth Consultants を設立した。この会社は、

実際には多数の投資家から資金を巻き上げることを狙った、一種の詐欺講であった⁽⁷³⁾。Anderson 夫妻は、一年の間に同会社から約 6,300万ドルの手数料収入を得た。

1998年、連邦通商委員会 (Federal Trade Commission) は詐欺的商法に関与したかどで Anderson 夫妻を告発し、連邦地方裁判所は同夫妻が海外に有する資産を本国へ償還するよう命じた。これに応じて、Anderson 夫妻は共同受託者である AsiaCiti に書簡を送り、信託を清算し総資産を米国に償還するよう指示した。しかし驚くことなかれ、AsiaCiti は、この裁判所命令が反強要条項所定の「強要」に該当する結果、Anderson 夫妻を共同受託者から解任する授權がなされたものとし、信託清算その他に関する指示を拒絶した。Anderson 夫妻は既に受託者ではなく、指示にはもはや強制力はないとしたわけである。連邦控訴裁判所は、そこで夫 Anderson のプロテクターとしての地位に着目し、同人はその権限に基づき反強制条項の発動如何を決定することができ、AsiaCiti の決定を覆すことも可能であったと認定した。

裁判所がいうように、夫 Anderson は、AsiaCiti による指示拒絶の後直ちに自己のプロテクターとしての権限を認識したことに疑いが無い。裁判所は法定侮辱罪で Anderson 夫妻を糾弾するとともに、委員会も AsiaCiti を訴え、結局 AsiaCiti は1,200万ドルを Andersons の信託から償還してきた⁽⁷⁴⁾。

この例からも明らかなように、プロテクターの設置は諸刃の剣となる。委託者が同時にプロテクターでもある場合、裁判所は同人に対し信託財産を償還するよう受託者に指示することを要求できる。プロテクターが委託者の友人や近親者などである場合にも、裁判所の管轄権に従うという結論に結びつきやすい⁽⁷⁵⁾。プロテクターに留保される、受託者の行為又は決定に対する拒否権、新受託者の選任権等の権限は、裁判所命令を阻止するという意味では、消極的な権限として定式化さ

れているといえる⁽⁷⁶⁾。

② 反強要条項

反強要条項は、委託者、国内受託者又は海外受託者に対する外国裁判所のいかなる命令にも受託者が服従することを許さない⁽⁷⁷⁾。この条項に対しても、裁判所は否定的である。たとえば、Lawrence 対 Goldberg 事件⁽⁷⁸⁾において連邦破産裁判所は、Mauritius に所在するオフショア・トラストの元本が債務者の破産財団を構成するとし、信託財産を償還するよう受託者に命じた。後に連邦控訴裁判所は、同信託における反強要条項について、それ自体無効である自益浪費者信託の一部を成すため現在又は将来の債権者に対して無効であるとし、原審の判断を支持した。裁判所は、Lawrence が裁判所命令への服従を装う一方で、専ら法廷侮辱罪による責任を回避することを目的として、反強要条項を利用したと断じた。

前掲 Affordable Media 事件においては、Anderson 夫妻に対する裁判所命令をきっかけとして、彼らの Cook Island における共同受託者 AsiaCiti が反強制条項を発動させ、共同受託者たる Anderson 夫妻を解任するという結果を引き起こした。Anderson 夫妻が受託者でなくなることで、AsiaCiti が唯一の受託者として当該信託の管理権を独占することになったが、裁判所は、夫 Anderson が依然としてプロテクターとしての地位及び権限を通じ信託財産を償還することが可能であったと結論付けた⁽⁷⁹⁾。

受託者の行動を直接間接に拘束することができるという意味で、反強要条項はたしかに委託者の意図を実効せしめる有効な手段となり得る。しかし、裁判所が命令に従わない委託者を法廷侮辱罪で訴追する可能性は否定できないのであって、むしろ委託者の意図は最終的には封ぜられ得ると考えられる。

③ 脱出条項

脱出条項は、信託地における資産国有化、取用、政治的不安定その他の事由の発生時に、

信託財産の脅威を回避するため必要な措置を講ずる権限を受託者に付与する⁽⁸⁰⁾。2000年の連邦証券取引委員会対 Brennan 事件⁽⁸¹⁾において、同条項の効力が争われた。

本件で Robert Brennan は、低額面の証券類の取引又は保証業務を内容とする First Jersey Securities, Inc. を所有し経営していた。証券取引委員会は、不当に高額な証券の取引勧誘を行うことで First Jersey の顧客を騙したとして、Brennan を訴追した。1995年、連邦地方裁判所は委員会の主張を容れ、Brennan 及び First Jersey に対して、違法に得た7,500万ドルの利益の吐き出しを命じた。判決直後、Brennan は破産を申し立てた。

上記訴訟の属中に、Brennan は、Gibraltar に Cardinal Trust を設定し、これに500万ドル相当の公債を移転していた。Brennan はその子及び Robert E. Brennan Foundation を受益者に指定してこの信託を設定したが、受託者は信託の存続中に受益者に対して何らの給付をなすことも義務付けられていなかった。当該信託は10年後に終了するものとされ、その時点で信託の元利金は Brennan 自身に復帰することが約されていた。

Brennan の破産管財人は Cardinal Trust から資金を回収しようとしたが、同信託は信託地を Gibraltar から Mauritius へ、その後更に Nevis へと移転し、これを阻んだ。こうした信託地移転行為は、信託証書中の脱出条項が実行に移されたものである。その狙いどおり、下級審の命令は債務者財産の保全を命ずる連邦破産法の自動停止 (automatic stay) 条項に抵触するとして控訴審判決をもって、Brennan は勝訴した。

なるほど、本件だけをみれば、脱出条項は執行回避手段として実効性を有するかにも取れる。しかし、同条項の発動によっても、信託財産の元本収益の全てが委託者又は受益者から完全に離脱し第三者の所有に帰するわけではなく、従って裁判所は、変更後の信託地を彼ら信託関係者に対する人的管轄権を通じ

て補足するのが普通である。そのために要する時間が障害となるだけである。

(4) オフショア・アセット・プロテクション・トラストの評価

オフショア・アセット・プロテクション・トラストが資産防御機能を有するとすれば、それは、自益信託における浪費者条項と、プロテクター設置条項その他の特殊信託条項とが組み合わされたところに、訴訟ないし執行回避的な法環境が貢献して、はじめて実現する⁽⁸²⁾。自益浪費者信託は、委託者が受益者を兼ねつつ自己の財産を信託財産として隔離したうえ、浪費者条項をもって受託者によるその非任意処分を阻止するという、資産防御の形式をもたらすものである。プロテクター設置条項などの特殊信託条項は、受託者を牽制もしくはその裁量権を拘束し、又は信託地の執行機関の管轄外に目的財産を移転させることで、信託財産処分行為としての裁判所命令を拒絶又は回避するという、資産防御の実質をもたらすものである。そして、訴訟手続法や出訴期限法を含む債務者有利な裁判制度をも見方につけて、委託者は資産防御という結果を手にしよとするのである。

しかしながら裁判例が示すとおり、自益浪費者信託といえども、信託譲渡時に詐害的譲渡禁止法の適用を免れず、これを通じて違法な財産隠匿など公序に反する設定は排除されている。資産防御という目的のために、委託者は可能な限り信託と繋がり続けることを欲し、従って単独受益者又は共同受益者となる点、なおかつ共同受託者又はプロテクターとなる点も、委託者の債権者から攻撃を受け易い部分である⁽⁸³⁾。そもそも、特殊信託条項という資産防御の実効を確保するための周到な手立ての存在自体が、自益浪費者信託それ自体の効力の弱さを表しているということもできる。結局、オフショア・アセット・プロテクション・トラストは、自益浪費者信託の合法化を出発点としつつ、訴訟ないし執行回

避的な特殊信託条項、及び同趣旨の周辺法環境に多くを負うという、論理構造を有していると考えられる⁽⁸⁴⁾。

Ⅳ オンショア・アセット・プロテクション・トラスト

(1) オンショア・アセット・プロテクション・トラストの意義

1997年、アラスカ州は、米国で初のアセット・プロテクション・トラスト許容州となった⁽⁸⁵⁾。デラウェア⁽⁸⁶⁾がこれに続き、これまでにハワイ⁽⁸⁷⁾、ミシガン⁽⁸⁸⁾、ミシシッピ⁽⁸⁹⁾、ミズーリ⁽⁹⁰⁾、ネバダ⁽⁹¹⁾、ニュー・ハンプシャー⁽⁹²⁾、オハイオ⁽⁹³⁾、オクラホマ⁽⁹⁴⁾、ロード・アイランド⁽⁹⁵⁾、サウス・ダコタ⁽⁹⁶⁾、テネシー⁽⁹⁷⁾、ユタ⁽⁹⁸⁾、ヴァージニア⁽⁹⁹⁾、ウエスト・ヴァージニア⁽¹⁰⁰⁾及びワイオミング⁽¹⁰¹⁾に同様の立法が成立している⁽¹⁰²⁾。米国の委託者が海外に追求めた信託形式を、後に米国が逆輸入したかたちである。ここに認められた信託を、オフショアのそれに対置して、オンショア・アセット・プロテクション・トラスト (onshore asset protection trust) 又はオンショア・トラストと呼ぶ。

以上の州は、オンショア・トラストを設定するにあたり、以下の点を要件として課している⁽¹⁰³⁾。①州内に一人以上の適格受託者 (qualified trustee) を置くこと、②当該州法に服すること、③信託事務の全部又は一部が当該州内において行われること、④信託財産の全部又は一部が当該州内において預託され又は保有されること、である。つまりオンショア・トラストは、設立州に資産管理報酬その他の利益をもたらすのと引き換えに、オフショア・トラストと同等の機能を提供し、しかも国内法準拠ゆえの利便性と安定性という特典をも与えるよう企図されているのである⁽¹⁰⁴⁾。

ただし、このような価値判断は単純に下されたわけではない。浪費者信託に関する従来

の法準則を立法によって完全に書き換えることに躊躇があっても不思議はなく、生前者間定期収益型財産信託 (Inter Vivos Qualified Terminable Interest Property Trust; QTIP Trust)、撤回不能贈与者信託 (Irrevocable Grantor Trust)、内国歳入法529条準拠型教育資金プラン (the Section 529 Plan)⁽¹⁰⁵⁾といった、特定目的のアセット・プロテクションを法定する例が多数みられるのである。続いては、一つの到達点としての汎用型のアセット・プロテクション・スキームであるオンショア・トラストにおける、アラスカ方式とデラウェア方式の二つの立法形式について考察を試みたい。

① アラスカ方式

自益裁量信託を法定し、これに資産防御のための所要の効力を与える方式である⁽¹⁰⁶⁾。すなわち、裁量信託においては、一般に受託者が信託元本又は収益についての配当決定権限を有し、委託者の債権者は当該配当権限に代位することにより信託財産に到達できる。アラスカ方式は、財産権の移転行為が詐害行為を構成しない限り、委託者が受益者を兼ねる撤回不能裁量信託において、委託者の債権者が受託者の信託元本及び収益について有する裁量権に代位して債権の満足を得ることを禁じたものである。自益撤回不能裁量における資産防御は、信託設定時点の債権者のみならず、委託者の将来債権者に対しても有効である。

その際の要件は、①信託への財産権の移転が詐害行為にあたること、②委託者が信託撤回権又は終了権を留保すること、③信託証書が委託者への信託元本及び収益の強制配当を規定すること (すなわち、受託者の配当裁量権が形骸化していること)、④信託財産の移転時に、委託者が30日以上に渡って養育費用負担命令に基づく債務を履行遅滞していること、の4点のうちのいずれかに該当しないことである⁽¹⁰⁷⁾。

アラスカ州は、上述の資産防御の機能を確

認し、信託証書中の準拠法条項の効力を強化するために、準拠法に関する法律規定も変更している。すなわち、自益撤回不能裁量信託の信託証書中に挿入される、アラスカ州法を当該信託の準拠法とする条項は、①信託財産の一部又は全部がアラスカ州内に所在し、②受託者の一人がアラスカ州に所在し、かつ③受託者が信託事務の記録と信託所得の申告を行う権限を有し、州内で記録され発生する物理的信託事務の一部又は全部を行う限りにおいて、合法、有効かつ終局的 (valid, effective and conclusive) であるとしている。

更に、①委託者の権限、②受託者の権利、権限、義務及び責任、並びにその選任及び解任、③受益者に付与又は留保される、受託者の裁量権に対する指図権の存否及び範囲、又はその行使の合法性に関する事項について、当該信託がアラスカ州裁判所の排他的管轄権を規定する信託条項を含む場合、アラスカ州裁判所は、それらの事項の合法性の判断、解釈及び運用に関する決定を行う、ともされる。

アラスカは元々債務者有利であるといわれる。すなわち、1984年統一詐害的譲渡禁止法どころか、その前身の1918年統一詐害的譲渡禁止法さえも採択されていない⁽¹⁰⁸⁾。このため同州では、詐害的譲渡の証明について擬制詐害の概念を援用できず、債権者に大きな負担を強いるものとなっている⁽¹⁰⁹⁾。また、信託財産の移転時から起算して4年の経過をもって、その間に債権者による請求がない限り、いずれかの詐害行為の違法性は阻却される⁽¹¹⁰⁾。よって、仮に債権者が将来の潜在的な責任を回避する意図で信託を設定したとしても、委託者は4年間もちこたえさえすれば、以後有効に資産防御できることになる。また、仮に信託財産の移転が詐害的であるとされた場合であっても、行為自体が全体として無効とされることはなく、債務の履行に必要な限度においてのみ取消されるに止まる⁽¹¹¹⁾。もっとも、同州は統一州外金銭訴訟判決承認法 (Uniform Foreign Money Judgments

Recognition Act) を採択しており、自益浪費者信託における浪費者条項を無視する他州の確定判決の効力を認めることが予想される⁽¹¹²⁾。

② デラウェア方式

自益浪費者信託を法定し、これに資産防御のための所要の効力を与える方式である⁽¹¹³⁾。すなわち、撤回不能信託かつ浪費者信託として設定された信託が⁽¹¹⁴⁾、同州の詐欺的譲渡禁止法の要件を満たさない限り、これを「適格譲渡 (qualified disposition)」と認め、この信託財産に対する強制執行を禁ずるものとしている⁽¹¹⁵⁾。ここに適格譲渡は、受託者が委託者に対する信託元本又は収益の配当に関する裁量権を留保するか否かにかかわらず認定される点で、アラスカの規制手法と一線を画する⁽¹¹⁶⁾。

撤回不能自益浪費者信託における適格譲渡の資産防御が認められるための要件は、①当該信託が、委託者への信託元本の配当を制限すると共に配当の決定に関する裁量権を受託者に与える、撤回不能浪費者信託であること、②近親者又は従属関係にある者を受託者にしていないこと、及び③デラウェア法を準拠法とする信託条項を含むこと、の3点を満たすことである。このように適格譲渡は、委託者が信託元本の一部又は全部について配当受領権を有する場合には認められないが⁽¹¹⁷⁾、委託者が信託収益の一部又は全部についての配当受領権を享受する場合には認められる⁽¹¹⁸⁾、信託収益についての自益浪費者信託が肯定されていることになる。もっとも信託元本、収益にかかわらず、扶養債権、養育債権、夫婦共有財産の分割債権、そして適格譲渡以前に発生した不法行為債権については、債権者は浪費者条項を無視して信託財産に執行できるものとされる⁽¹¹⁹⁾。これは同法の制定以前から公序の範疇で問題視されてきた債権を、典型的に除外債権として確認したものである⁽¹²⁰⁾。

デラウェアは、アラスカ同様、債権者が委

託者の詐欺の意図を証明できた場合には適格譲渡の効力は否定され信託財産に執行することができるものとしている⁽¹²¹⁾。アラスカと同じく、4年間の違法性阻却期間を設定している⁽¹²²⁾。ただしここでは、1984年統一詐欺的譲渡禁止法上の擬制詐欺が援用可能であるため、アラスカにおいてよりも債権者の執行が容易であるといえる。

デラウェアは、オフショア・トラストにおけるプロテクターに相当する地位を認めることで、資産防御機能を実質的に高める工夫をしている。すなわち、信託アドバイザー (trust adviser) なる機関を設置し、これに適格受託者解任又は選任し、あるいは適格受託者に指図し、信託配当について承認し又は承認しない権限を与えることができるものとしている⁽¹²³⁾。

(2) オンショア・アセット・プロテクション・トラストの限界付け

以上のとおり、米国の複数の州が伝統的な裁量信託ないし浪費者信託を上回る資産防御機能を有するオンショア・トラストを許容しているが、それらは、オフショア・トラストの資産防御に比べて、低い限界付けがなされている。他州の裁判所における判決の影響を受けることがあり、合衆国憲法によっても干渉されるからである。

各州の裁判所は、受託者に対する人的管轄権又は信託財産に対する物的管轄権を有する。第二次抵触法リステイトメント第270条は次のように規定する。「動産の所有権についての生前者間信託 (*inter vivos trust*) は、当該信託の有効性の準拠法となる設定州の州法上有効である場合、抵触法上有効である。ただし、同州が信託に実質関係 (substantial relation) を有し、同州の信託法の当該信託に対する適用が当該州の公序に明らかに抵触する場合はこの限りでない」⁽¹²⁴⁾と。このため、委託者の債権者は当該信託が公序に反することを主張し、信託地の裁判所が信託の準拠法

を無視するよう、アセット・プロテクション・トラストを攻撃することができる。更に、以下のとおり、幾つかの合衆国憲法規定が適用となる可能性もある。

① 十分な信頼と信用条項

合衆国憲法第4編第1節第1文は、「各州は、他州の法律、記録及び司法手続に対して、十分な信頼と信用とを与えなければならない」とする。十分な信頼と信頼条項 (Full Faith and Credit clause) と呼ばれるものである。こうして全ての州は他州の裁判所によって言い渡された判決を尊重するよう求められるため⁽¹²⁵⁾、アセット・プロテクション・トラストを許容しない州の債務者を債権者が訴え勝訴した場合に、債権者は非許容州の裁判所が許容州の法の適用を誤り又は拒否したとしても、信託財産に対して許容州において得た判決を執行することができることになる。

② 契約保護条項

合衆国憲法第10編第一文は、「各州は、… 契約上の債務を損なうような、いずれかの法案、事後法又は法を制定してはならない」⁽¹²⁶⁾ とする。契約保護条項 (Contracts Clause) と呼ばれるものである。州が契約上の債務を詐害する立法をなすことを禁じた本規定は、州が過大な債務者擁護法を通過させることを防ぐ趣旨に出たものであり⁽¹²⁷⁾、州法が既存の契約上の債権債務関係を実質的に妨害するか、強制を不合理に制約する場合、同条項に抵触することになる。

③ 最高法規条項

合衆国憲法第6編第2項は、「この憲法、これに準拠して制定される合衆国の法律及び合衆国の権限に基づいて締結され又は将来締結される条約は、国の最高法規であり、各州の裁判官は、州の憲法又は法律中に反対の定めがある場合でも、これらのものに拘束される」とする。最高法規条項 (supremacy clause) と呼ばれるものである。例えば、連邦破産裁判所は連邦管轄権を有するため、合衆国の何処に受託者、信託財産が所在するか

にかかわらず、有効な判決を言い渡すことができる⁽¹²⁸⁾。

(3) オンショア・アセット・プロテクション・トラストの評価

自益浪費者信託は民事責任の抑止効果を脅かすという指摘がある。Lopucki はいう。「潜在的な訴訟危険の増大と、民事責任制度の抑止効果を減殺する種々の手法の開発により、金銭賠償を原則とする現行の裁定制度は機能不全に陥ろうとしている。… かりに自益浪費者信託に対する財産移転により民事責任を回避できるとすればそれはモラル・ハザードとなり、人は責任の発生を恐れず不合理で危険な行動に出るようになる」⁽¹²⁹⁾ と。

この点、デラウェア州の実務家は、2003年時点で、つまりオンショア・トラスト立法がはじまって5年の時点で、数百に及ぶデラウェア・オンショア・トラストが設定され、その資産額は2億ドルを超えた、と発言している。アラスカの実務家は、300を超える州外居住者と、100を超える州内居住者とが、アラスカ・トラストを設定したと発言している。こうして少なくとも数百のオンショア・トラストが設定されているにもかかわらず、それらに対して実際に訴訟が提起された事例はみられない。本立法後に自己破産件数が増加した形跡もみられない⁽¹³⁰⁾。

こうした事実は、オンショア・トラストの委託者が、債権者や裁判所を欺くためではなく正当な動機をもってオンショア・トラストを利用していることの証左であろう。また、資産防御信託に限らず、数々のサンクションが効いて、実際に濫用する者は多くないとも考えられる。例えば、破産手続にかかる財産隠匿又は開示義務違反は5,000ドル以下の過料、5年以下の懲役又は併科である⁽¹³¹⁾。債務者が当該犯罪に関与していなくとも、破産裁判所は、詐害的譲渡禁止法と同様の要件により、債務の免除を認めない⁽¹³²⁾。破産法の枠外でも、詐害的な債務者は詐害譲渡禁止法

に服すると共に、州法又は連邦法上の犯罪に問われるのである⁽¹³³⁾。

州は、資産防御信託の設定にあたり移転可能な財産価額の上限を定めることができるし⁽¹³⁴⁾、設定の公告を義務付けることも可能である⁽¹³⁵⁾。そして諸州は既に、資産防御信託に対抗可能な債権者の類型を定めるというかたちで、これに制限を加えている。

V おわりに

オフショア・トラストに関するこれまでの論稿は、これへの批判的を基調とするものであり、「伝統的な信託法理に対する挑戦」⁽¹³⁶⁾、「裁判所や債権者の裏をかく非道」⁽¹³⁷⁾、「公序に対する侮辱」といった表現が用いられてきた⁽¹³⁸⁾。しかし、本当に非道で公序に抵触するものであったら、この種の信託はそもそも受容されていないに違いない。また、識者のなかには、オンショア・トラストには、オフショア・トラストが有する強力な訴訟ないし執行回避の要素の幾つかが備わっていない点を問題視するものがある⁽¹³⁹⁾。しかし、これをもってオンショア・トラストの意義を否定することは間違いである。

アセット・プロテクション・トラストは、資産防御のための一つのオプションに過ぎず、他の制度と同様にある程度の濫用の可能性を持っている。そして他の手段と同様に、その多くの利用者は長年の勤労、慎重な投資によって蓄積した財産を護るという、正当な動機や目的を持っており、それらは権利である以上、保護されるべきである。結局、アセット・プロテクション・トラストはその信託法上の効果単体では、全否定すべきほどには強力な意味を有しないかわりに、公序に反することも無い代物である。

【注】

(1) Breitenstine v. Breitenstine, 62 P.2d 587 (Wyo. 2003).

(2) E. Marty-Nelson, Offshore Asset Protection Trusts, 47 Rutgers L. Rev. 80 (1994).

(3) R. W. Taylor, Domestic Asset Protection Trusts, 13 BYU J. Pub. L. 164 (1998); S. C. Brennan, Changes in Climate: The Movement of Asset Protection Trusts from International to Domestic Shores and Its Effect on Creditors' Rights, 79 Or. L. Rev. 766 (2000); R. C. Ausness, The Offshore Asset Protection Trust, 45 Duq. L. Rev. 147 (2007).

(4) K. E. Boxx, Gray's Ghost—A Conversation about the Offshore Trust, 85 Iowa L. Rev. 1203 (2000).

(5) M. Sjuggerud, Defeating the Self-Settled Trust in Bankruptcy, 28 Fla. St. U. L. Rev. 979 (2001).

(6) D. C. Brown, Caribbean Asset Protection Trust, U. Miami Bus. L. Rev. 135-136 (1998).

(7) 例えば、アセット・プロテクション・トラストは、「オフショアのそれも国内のそれも、圧倒的多数の州の公序に反している(R. J. Gingiss, Putting a Stop to "Asset Protection" Trusts, 51 Baylor L. Rev. 1033 (1999))」といった評がある。

(8) 例えば、「こうした外国信託の『資産防御』という側面は、人々が合衆国の裁判所の管轄外に彼らの資産を移転することを可能にし、同裁判所の邪魔をし苛立たせる(Fed. Trade Comm'n v. Affordable Media, LLC, 179 F.3d 1228 (9th Cir. 1999).」などと断ずるものがある。

(9) 2017年8月末現在。Alaska Stat. §§ 34.40.110, 13.36.035-13.36.060; Del. Code Ann. tit. 12, §§3570-3576; Hawaii Rev. Stat. §§554G-1-554G-11; Mich. Comp. Laws §§ 700.1041-1050; Miss. Code Ann. §§91-9-701-91-9-72; Mo. Ann. Stat. §§456.5-501-456.550; Nev. Rev. Stat. §§166.010-166.170; N.H.

- Rev. Stat. Ann. §§564-D:1-564-D:18; Ohio Rev. Code §§5816.01-18; Okla. Stat. Ann. tit. 31, §§10-18; R.I. Gen. Laws §§ 18-9.2-1-18-9.2-7; S.D. Cod. Laws §§55-16-1-55-16-16; Tenn. Code Ann. §35-16-10; Utah Code Ann. §§25-6-501-25-6-501502; Va. Code §§ 64.2-745.1-64.2-745.2; W.Va. Code §§44D-5-503a-503c, 44D-5-505; Wyo. Stat. §§ 4-10-502, 4-10-510- 523 (Qualified Spendthrift Trust); Wyo. Stat. §§4-10-504, 4-10-506 (c) (Discretionary Asset Protection Trust).
- (10) 本稿は、拙稿「アセット・プロテクション・トラストの法的課題」『新信託法の理論分析』(トラスト60・2009年) 73-101頁における基礎研究を下敷きに、信託研究奨励金「アセット・プロテクション・トラストを律する州制定法の研究」の成果としての、浪費者信託の承認過程、州毎のアセット・プロテクション・トラストの規制類型の要素を加味したものである。
- (11) *Albergotti v. Summers*, 26 S.E.2d 395 (S.C. 1943); *First Nat' l Bank of Omaha v. First Cadco Bank*, 205 N.W.2d 115 (Neb. 1973); *Domo v. McCarthy*, 612 N.E.2d 706 (Ohio 1993).
- (12) *Schreiber v. Kellogg*, 50 F.3d 264 (3d Cir. 1995).
- (13) N. Unkovic, *Spendthrift Trusts in Pennsylvania*, 36 Dick. L. Rev. 45 (1931); G. T. Bogert, *Trusts* §40, at 149 (6th ed. 1987); L. Dietz et al., *Spendthrift and Similar Protective Trusts*, 76 Am. Jur. 2d, *Trusts* §94 (citing *Bacardi v. White*, 463 So.2d 218 (Fla. 1985)).
- (14) J. K. Eason, *Developing the Asset Protection Dynamic: A Legacy of Federal Concern*, 31 Hofstra L. Rev. 23, 30-52 (2002).
- (15) *Restatement (2nd) of Trusts* 150 (1959).
- (16) *Restatement (2nd) of Trusts* 154 cmt. b, 155 cmt. b (1959).
- (17) G. A. Alexander, *The Dead hand and the Law of Trusts in the Nineteenth Century*, 37 Stan. L. Rev. 1189 (1985); A. J. Hirsch, *Spendthrift Trusts and Public Policy: Economic and Cognitive Perspectives*, 73 Wash. U. L.Q. 6 n.17 (1995). *Brandon v. Robinson*, 18 Ves. 429, 34 Eng. Rep. 379 [Ch. 1811]; W. M. Bushman, *The (In) validity of Spendthrift Trusts*, 47 Or. L. Rev. 306 (1968).
- (18) このような債権者債務者間の構図を少なくとも「不公平 (unfair)」であるとする思潮は、現代でも完全には絶えていない (*Scott v. Bank One Trust Co., N.A.*, 577 N.E.2d 1077 (Ohio 1991)).
- (19) *Eason*, supra note 14, at 35.
- (20) *Nichols v. Eaton*, 91 U.S. 716, 23 L. Ed. 254 (1875). 受益権の任意・非任意の処分を禁止ないし制限することにより、受益者の無思慮や有為転変から受益者を保護することを目的とする信託としては、従来から、裁量信託 (discretionary trust) や生活維持信託 (support trust) が用いられていた。裁量信託とは、受託者に対し、信託元本又は収益から受託者の裁量により適当と判断する額を受益者の利益のために用いることを命ずる信託である。生活維持信託とは、受託者に対し、受益者の生涯又はより短期間、専ら同人の生活維持のために信託元本又は収益を用いるよう命ずる信託である。これらと比較した場合の浪費者信託の特徴は、受益権の任意非任意の処分が直接的に禁止される点にある (*Bogert*, supra note 13, §42 at 162 & §41 at 160; 井上彰「浪費者信託誕生史の素描」信託法研究14号(1990年) 30頁)。本件信託は、受益者に対しその生涯にわたり配当を強制的に実施するよう規定しており、裁量信託に対置して強制信託 (mandatory trust) と呼ばれる。これ自体は資産防御の効果を有しない。受益

- 者の債権者は債務者の受益権に代位してそのような強制配当から満足を得ることが容易にできるからである (Eason, *supra* note 14, at 39)。そこで、受益者に対する債権の取り立てを原因として受益権の没収が発動し、以後、裁量信託又は扶養信託に基づく給付のみを受けることとされていた。
- (21) L. M. Friedman, *The Dynamic Trust*, 73 *Yale L.J.* 572-574 (1964); Eason, *supra* note 14, at 70.
- (22) *Howard v. Spragins*, 350 So.2d 318 (Ala. 1977); *Council v. Owens*, 770 S.W.2d 193 (Ark. Ct. App. 1989); *Am. Sec. & Trust Co. v. Utley*, 382 F.2d 451 (D.C. Cir. 1967); *Bank One Ohio Trust Co. v. United States*, 80 F.3d 173 (6th Cir. 1996); A. J. Hirsch, *Spendthrift Trusts and Public Policy: Economic and Cognitive Perspectives*, 73 *Wash. U. L.Q.* 77 (1995); Unkovic, *supra* note 13, at 45.
- (23) *Fidelity Bank v. Commonwealth Marine & Gen. Assur. Co., Ltd.*, 581 F. Supp. 999 (E.D. Pa. 1984); *Menotte v. Brown*, 303 F.3d 1261 (11th Cir. 2002); *Restatement (2nd) of Trusts* §156 (1959); B. J. Berkness, *Abusive Discretion: Discretionary and Supplemental Trusts Created in Settlement of Personal Injury Claims*, 67 *Wash. L. Rev.* 445 (1992); J. E. Sullivan III, *Gutting the Rule Against Self-Settled Trusts*, 23 *Del. J. Corp. L.* 423 (1998). 自益浪費者信託の認定要件につき、D. C. Lee, *Offshore Asset Protection Trusts: Testing the Limits of Judicial Tolerance in Estate Planning*, 15 *Bank. Dev. J.* 457 (1999).
- (24) W. Wicker, *Spendthrift Trusts*, 10 *Gonz. L. Rev.* 7 (1974); Berkness, *Id.*
- (25) *Uniform Trust Code* §505 (a) (2) (2000); *Restatement (2nd) of Trusts* §156 (1959); *Restatement (3rd) of Trusts* §58 (2), 60 *cmt. f* (2003).
- (26) *International Trust Act of 1984* (amended 1989).
- (27) S. G. Giles, *The Judgment-Proof Society*, 63 *Wash. & Lee L. Rev.* 639 (2006). やや古いのが、2000年中に、米国から3億ドルの資産が外国信託に移転したとされ、同時点の累計で、10億ドル超の金銭がオフショア・トラストによって保有されていたという (H. J. Lischer, *Domestic Asset Protection Trusts: Pallbearers to Liability?* 35 *Real Prop. Prob. & Tr. J.* 502 (2000).).
- (28) S. K. Lee, *Piercing Offshore Asset Protection Trusts in the Cayman Islands*, 11 *Transnat'l Law.* 463 at III, C-1 (1998).
- (29) B. S. Engel, *Using Foreign Situs Trusts for Asset Protection Planning*, 20 *Est. Plan.* 213 (1993).
- (30) 各オフショアの地域情報は、W. Brittain-Catlin, *Offshore—The Dark Side of the Global Economy* (2005) 及び Ausness, *supra* note 3, at 153 n.27に詳しい。
- (31) Ausness, *supra* note 3, at 153.
- (32) Marty-Nelson, *supra* note 2, at 13.
- (33) Brown, *supra* note 6, at 134.
- (34) J. T. Lorenzetti, *The Offshore Trust: A Contemporary Asset Protection Scheme*, 102 *Com. L. J.* 150 (1997).
- (35) A. L. Wagenfeld, *Law for Sale: Alaska and Delaware Compete for the Asset Protection Trust Market and the Wealth That Follows*, 32 *Vand. J. Transnat'l L.* 848 (1999).
- (36) これら以外に、信託財産の処分についての委託者の意図を表明する非拘束同意書 (non-binding letter of intent) を作成する条項が挿入される場合が多い (Brown, *supra* note 6, at 134)。理論上、受託者は委託者の意思を無視することができるが、その場合プロテクターが受託者の当該行為

- を無効としあるいは受託者を更迭できるという作用を生む (Lorenzetti, *supra* note 34, at 149)。
- (37) Lorenzetti, *supra* note 34, at 149.
- (38) P. M. Roder, *American Asset Protection Trusts*, 49 *Syracuse L. Rev.* 1256 (1999); Lischer, *supra* note 27, at 506.
- (39) Lorenzetti, *supra* note 34, at 146.
- (40) Brennan, *supra* note 3, at 767.
- (41) Brennan, *supra* note 3, at 766; Lorenzetti, *supra* note 34, at 146.
- (42) R. T. Danforth, *Rethinking the Law of Creditor's Rights in Trusts*, 53 *Hastings L.J.* 359-360 (2002); Taylor, *supra* note 3, at 174.
- (43) S. E. Sterk, *Trust Protectors, Agency Costs, and Fiduciary Duty*, 27 *Cardozo L. Rev.* 2764 (2006); Brown, *supra* note 6, at 134.
- (44) G. D. Duckworth, *The Role of Offshore Jurisdictions in the Development of the International Trust*, 32 *Vand. J. Transnat'l L.* 908 (1999); Roder, *supra* note 38, at 1256.
- (45) Brennan, *supra* note 3, at 768.
- (46) D. Baker, *Island Castaway*, 84 *A.B.A. J.* 56 (1998); Lee, *supra* note 28, at 496.
- (47) Taylor, *supra* note 3, at 172.
- (48) Lorenzetti, *supra* note 34, at 140.
- (49) E. Henzy, *Offshore and "Other" Shore Asset Protection Trusts*, 32 *Vand. J. Transnat'l L.* 741 (1999); S. E. Sterk, *Asset Protection Trusts: Trust Law's Race to the Bottom?* 85 *Cornell L. Rev.* 1049 n.82 (2000); Brennan, *supra* note 3, at 768.
- (50) H. J. Lischer, *Professional Responsibility Issues Associated with Asset Protection Trusts*, 39 *Real Prop. Prob. & Tr. J.* 568 (2004); Sterk, *Id.*, at 1050. つまり、証拠全体から事実の可能性を示せば足りる、証拠の優位性 (preponderance of the evidence) ではなく、合理的な疑いを超える証拠 (beyond a reasonable doubt) を要求するという意味である (Marty-Nelson, *supra* note 2, at 60; Lee, *supra* note 28, at V, B-1.)。
- (51) Marty-Nelson, *supra* note 2, at 61.
- (52) Henzy, *supra* note 49, at 741; Ausness, *supra* note 3, at 154.
- (53) Ausness, *supra* note 3, at 153.
- (54) 我が国でいえば、私法上の詐害行為取消権と破産法上の否認権に通ずる制度である。佐藤鉄男「Fraudulent Transfer」国際商事法務28巻9号(2000年)1092頁、福岡真之介『アメリカ連邦破産法概説』(商事法務, 2008年)173頁以下参照。統一州法委員全国会議(National Conference of Commissioners on Uniform State Laws)が推進してきたこの分野における統一法は、2014年改正を機に、趣旨ではなく効果に着目した名称、統一取消可能取引法(Uniform Voidable Transactions Act)に変更されている。ただしアセット・プロテクション・トラストの効力に関して、本改正の影響はないとされる(K. Kettering & E. Smith: *Comments to Uniform Voidable Transactions Act Should Not Be Changed*, Steve Leimberg's *Asset Protection Planning Newsletter* (Aug. 25, 2016), available at http://leimbergservices.com/N_arch.cfm?top=notw (last visited Sept. 1, 2017).)。
- (55) Wagenfeld, *supra* note 35, at 845.
- (56) Lorenzetti, *supra* note 34, at 157.
- (57) 13 *Eliz.*, ch. 5 §1 (1571). G. Glenn, *Fraudulent Conveyances and Preferences* §58 at p.79, vol.I, (Rev. ed., 1940); 佐藤岩昭『詐害行為取消権の理論』(東京大学出版会, 2001年)195頁以下参照。
- (58) *In re Estate of Reed*, 566 P.2d 587 (Wyo. 1977); Sterk, *supra* note 49, at 1045;

- Lisher, *supra* note 27, at 509. Twyne's Case [1601], 3 Co. Rep. 80b, 76 Eng. Rep. 809 (Star Chamber) によって宣言された準則である (佐藤・前掲注57、198頁以下)。
- (59) Marty-Nelson, *supra* note 2, at 54.
- (60) Current Legislation, The Uniform Fraudulent Conveyance Act, 20 Colum. L. Rev. 339-340 (1920); Unif. Fraudulent Transfer Act (1984), Prefatory Note; Sterk, *supra* note 49, at 1045-1046.
- (61) Unif. Fraudulent Conveyance Act §§4-6 (1918). See R. J. Rosenberg, Intercorporate Guaranties and the Law of Fraudulent Conveyances, 125 U. Pa. L. Rev. 248 n.33 (1976).
- (62) Ausness, *supra* note 3, at 159.
- (63) P. A. Alces & L. M. Dorr, Jr., A Critical Analysis of the New Uniform Fraudulent Transfer Act, 1985 U. Ill. L. Rev. 527; J. E. Sullivan III, Future Creditors and Fraudulent Transfers, 22 Del. J. Corp. L. 960 (1997).
- (64) Uniform Fraudulent Transfer Act §4 (a) (1984); Uniform Voidable Transactions Act §4 (a) (2014).
- (65) Uniform Fraudulent Transfer Act §4 (b) (1984); Uniform Voidable Transactions Act §4 (b) (2014).
- (66) Uniform Fraudulent Transfer Act §5 (1984); Uniform Voidable Transactions Act §5 (2014).
- (67) Breitenstine v. Breitenstine, 62 P.3d 587 (Wyo. 2003).
- (68) Wyo. Stat. Ann. §34-14-108. See E. A. Welle, Is It Time for Wyoming to Update Its Fraudulent Conveyance Law? 5 Wyo. L. Rev. 207 (2005).
- (69) Nastro v. D'Onofrio, 263 F. Supp. 2d 446 (D. Conn. 2003).
- (70) Ausness, *supra* note 3, at 161.
- (71) G. S. Alexander, Trust Protectors: Who Will Watch the Watchmen? 27 Cardozo L. Rev. 280 (2006); Sterk, *supra* note 43, at 2764.
- (72) Fed. Trade Comm'n v. Affordable Media, LLC, 179 F.3d 1228 (9th Cir. 1999).
- (73) Sterk, *supra* note 49, at 1101.
- (74) Lischer, *supra* note 27, at 587.
- (75) Sterk, *supra* note 43, at 2764.
- (76) G. Rothschild, Establishing and Drafting Offshore Asset Protection Trusts, 23 Est. Plan. 70 (1996); G. Rothschild & D. S. Rubin, Self-Settled Asset Protection Trusts, Est. Tax Plan. Advisor, vol. 1, issue 5, at 3 (2002); Ausness, *supra* note 3 at 174.
- (77) R. J. Taylor, Safe Harbors: Offshore Trusts Offer Asset Protection, 78 A.B.A. J. 84 (1992); Lorenzetti, *supra* note 34, at 146.
- (78) Lawrence v. Goldberg, 279 F.3d 1294 (11th Cir. 2002).
- (79) Fed. Trade Comm'n v. Affordable Media, LLC, 179 F.3d 1228 (9th Cir. 1999).
- (80) Danforth, *supra* note 42, at 310.
- (81) Sec. Exch. Comm'n v. First Jersey Sec., Inc., 230 F.3d 65 (2d Cir. 2000).
- (82) Cook Islands のオフショア・トラスト法である International Trusts Act (1984 as amended 1989) を例にとれば、自益浪費者信託及び委託者のプロテクター就任が許容される (13C, F; 20) に止まらず、詐害行為については1571年エリザベス法の適用を受けず (従って「兆表」の援用もできず)、証明責任は債権者が負ううえ合理的な疑いを超える証明度が要求され (13B)、外国裁判所判決は執行されない (13D) ことが宣言されるなど、こうした認識に立った立法構成がとられている。
- (83) 租税債権をめぐる裁判例において、反強要条項によって信託財産の償還が阻止された場合にも、プロテクターを兼ねる

- 委託者は当然には法定侮辱罪に問われないとされるなど (United States v. Grant, 101 A.F.T.R. 2d (RIA) 2676 (D.C. So. Fla. 2008).)、未だプロテクターの実効性の帰趨は定まっていない。
- (84) D. Beazer, *The Mystique of "Going Offshore,"* 9 Utah B.J. 19 (1996); E. Metaxatos, *Thunder in Paradise*, 40 U. Miami Inter-Am. L. Rev. 175 (2008).
- (85) Alaska Trust Act, Alaska Stat. Alaska Stat. §§34.40.110, 13.36.035-13.36.060 (eff. Apr. 2, 1997). See J. M. Veit, *Self-Settled Spendthrift Trusts and the Alaska Trust Act: Has Alaska Moved Offshore?* 16 Alaska L. Rev. 269 (1999).
- (86) Delaware Qualified Disposition in Trust Act, Del. Code Ann. tit. 12, §§3570-3576 (eff. Jul. 1, 1997).
- (87) Permitted Transfers in Trust Act, Hawaii Rev. Stat. §§554G-1-554G-11 (eff. Jul. 1, 2011).
- (88) Qualified Dispositions in Trust Act, Mich. Comp. Laws §§700.1041-1050 (eff. Mar. 8, 2017).
- (89) Mississippi Qualified Dispositions in Trust Act, Miss. Code Ann. §§91-9-701-91-9-723 (eff. Jul. 1, 2014).
- (90) Missouri Trust Code, Mo. Ann. Stat. § 456.5-501-456.5508 (eff. Aug. 28, 2007). See J. G. Blase, *The Missouri Asset Protection Trust*, 61 J. Mo. B. 72 (2005); Keith A. Herman, *Asset Protection Planning with Trusts*, 20th Ann. Estate Pl. Inst., Bar Ass'n of Metropolitan St. Louis, April 23, 2009, available at http://www.greensfelder.com/media/event/127_Herman_asset_protect_outline_09.pdf (last visited Sept. 1, 2017).
- (91) Nevada Spendthrift Trust Act, Nev. Rev. Stat. §§166.010-166.170 (eff. Oct. 1, 1999). See J. A. Morse, *Nevada Self-Settled Spendthrift Trusts or Offshore Trusts?* 16 Nev. Law. 16 (2008).
- (92) Qualified Dispositions in Trust Act, N.H. Rev. Stat. Ann. §§564-D:1-564-D:18 (eff. Jan. 2, 2009).
- (93) Ohio Legacy Trust Act, Ohio Rev. Code §§5816.01-18 (eff. Mar. 27, 2013).
- (94) Family Wealth Preservation Trust Act, Okla. Stat. Ann. tit. 31, §§10-18 (eff. Jun. 9, 2004). See A. Newman, *The Uniform Trust Code: An Analysis of Ohio's Version*, 34 Ohio N. U. L. Rev. 135 (2008).
- (95) Qualified Dispositions in Trust Act, R.I. Gen. Laws §§ 18-9.2-1 to 18-9.2-7 (eff. Jul. 1, 1999).
- (96) Qualified Disposition in Trust Act, S.D. Codified Laws §§55-16-1 to 55-16-17 (eff. Mar. 2, 2005).
- (97) Tennessee Investment Services Act of 2007, Tenn. Code Ann. §35-16-101 (eff. Jul. 1, 2007).
- (98) Asset Protection Trust Act, Utah Code Ann. §§25-6-501-25-6-501502 (eff. Dec. 31, 2003). See D. G. Haymond, *Offshore Asset Protection Trusts Are Making Waves in Utah*, 6 J. L. Fam. Stud. 397 (2004).
- (99) Va. Code §§ 64.2-745.1- 64.2-745.2 (eff. Jul. 1, 2012). See J. William Gray, Jr. & Katherine E. Ramsey, *Wills, Trusts, and Estates*, 47 U. Rich. L. Rev. 343 (2012).
- (100) West Virginia Uniform Trust Code, W.Va. Code §§44D-5-503a-503c, 44D-5-505 (eff. Ju. 8, 2016).
- (101) Wyo. Stat. §§ 4-10-502, 4-10-510- 523 (Qualified Spendthrift Trust, eff. Jul. 1, 2007); Wyo. Stat. §§4-10-504, 4-10-506 (c) (Discretionary Asset Protection Trust, eff. Jul. 1, 2013).
- (102) 信託設定時の既存債権者の保護に関するコロラド州1863年法 (Colo. Rev. Stat.

- §38-10-111) が、将来債権者に対する資産防御の効力を有するか否かについては議論がある。裁判例及び学説に肯定的なものがある一方 (In re Baum, 22 F.3d 1014 (1994); D.G. Shaftel, Variations in State Domestic Asset Protection Trust Statutes Compared, 35 Estate Planning Journal 4 (2008); J. E. Doussard, Domestic Asset Protection Planning: A Colorado Perspective, 35 Colo. Law. 61 (2006).)、同州の最上級裁判所が傍論で否定的な見解を示しており (In re Matter of Cohen, 8 P.3d 429 (Colo. 1999).)、少なくとも現代的な意義におけるアセット・プロテクション・トラストとは一線を画すものとして区別しておきたい (T. L. Stover & D. H. Brantz, Memorandum on Considerations for a Colorado DAPT Statute (May 19, 2011); E. H. Farr, Planning and Defending Asset-protection Trusts 160-161 (2009).)。
- (103) Alaska Stat. §§13.36.035 (c) & (d); Del. Code Ann. tit. 12, §§3570 (9) (a) (b) & (10) (a); Nev. Rev. Stat. §§166.015 (1), (2) (a)-(c) & 166.070; R.I. Gen. Laws §§ 18-9.2-2 (8) (ii) & (9) (i); Utah Code Ann. §25-6-14 (1) (a).
- (104) R. H. Sitkoff & M. M. Schanzenbach, Judicial Competition for Trust Funds, 115 Yale L.J. 383 (2005); Lischer, supra note 27, at 515; Wagenfeld, supra note 35, at 857-866.
- (105) D. G. Shaftel, Eleventh Annual ACTEC Comparison of the Domestic Asset Protection Trust Statutes, American College of Trust and Estate Counsel, available at <http://www.actec.org/assets/1/6/Shaftel-Comparison-of-the-Domestic-Asset-Protection-Trust-Statutes.pdf> (last visited Sept. 1, 2017).
- (106) Sterk, supra note 49, at 1052.
- (107) Alaska Stat. 34.40.110 (a)-(b) (1998).
- (108) Summers v. Hagen, 852 P.2d 1165, 1169 n.5 (Alaska 1993).
- (109) Alaska Stat. §34.40.010.
- (110) Alaska Stat. §34.40.110 (d).
- (111) Alaska Stat. §13.36.310 (b).
- (112) Alaska Stat. §§09.30.100-09.30.180.
- (113) Sterk, supra note 49, at 1055.
- (114) Del. Code Ann. tit. 12, §3570 (10).
- (115) Del. Code Ann. tit. 12, §3572 (a).
- (116) Del. Code Ann. tit. 12, §§3570 (6) & (8).
- (117) Del. Code Ann. tit. 12, §3570 (9) (b).
- (118) Del. Code Ann. tit. 12, §3570 (9) (b).
- (119) Del. Code Ann. tit. 12, §3573.
- (120) Restatement (3rd) of Trusts §59 (2003).
- (121) Del. Code Ann. tit. 12, §3572.
- (122) Del. Code Ann. tit. 12, §3572 (b).
- (123) Del. Code Ann. tit. 12, §3570 (8) (c).
- (124) Restatement (2nd) of Conflict of Laws §270 (1971).
- (125) U.S. Const. art. IV, §1.
- (126) U.S. Const. art. I, §10, cl. 1.
- (127) D. N. Sirknen, Domestic Asset Protection Trusts: What's the Big Deal?, 8 Transactions 153 (2006).
- (128) 28 U.S.C. §1334 (e); In re Cardinals Indus., Inc., 109 B. R. 748 (Bankr. S. D. Ohio, 1989).
- (129) L. M. Lopucki, The Death of Liability, 106 Yale L. J. 4 (1996).
- (130) Sirknen, supra note 127, at 158.
- (131) 18 U.S.C. §152.
- (132) 11 U.S.C. §727 (a) (2).
- (133) 18 U.S.C. §658; Ala. Code §13A-9-48; Alaska Stat. §11.46.730; Del. Code Ann. tit. 11, §892; Wyo. Stat. Ann. §6-3-607.
- (134) Okla. Stat. Ann. tit. 31, §§12 は、信託譲渡の上限額を100万ドルに定める。
- (135) Danforth, supra note 42, at 364.
- (136) Sirknen, supra note 127, at 133.

- (137) Lischer, *supra* note 27, at 542. Alternatives Impact on Traditional Estate
(138) Gingiss, *supra* note 7, at 992. and Gift Tax Planning Considerations, 52
(139) J. K. Eason, Home from the Islands: Fla. L. Rev. 63 (2000).
Domestic Asset Protection Trust—

(くどう そういち)